

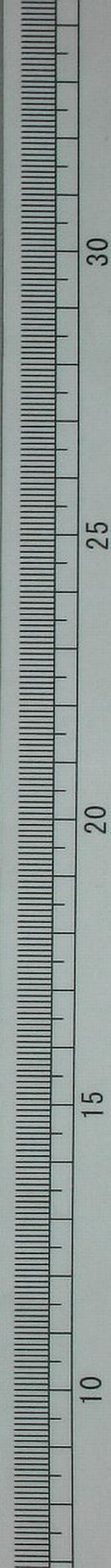


圖解

大學會便蒙

上

津田文庫
文庫 1
1872
1



早稲田大学
圖書館藏書

大嘗會便蒙自叙

つた文庫

禮大者四曰冠曰昏曰喪曰祭中國唯祭是重
ワカクニ
 遠古以降恒例臨時祭祀其目最多就中特為
 大祀者此大嘗耳可謂大之又大禮之樞要
 也而永享滄瀛王室如綫大禮不襲三百年間
 人為古談雖貞享昇平初興廢亦無能有連綿
 去歲戊午再繼絕千古之禮復行於今萬葉之
 美豈有大焉夫以朝賀之儀即位之禮雖其大

大嘗會便蒙自叙

つた文庫

010190616547

不出乎大嘗之左而槩李唐制為之模非中國
從來之式唯於大嘗則否山藍之摺可以目華
人之古壽詞之奏不可得播蕃客之耳實是中
國禮儀純粹無所駁雜者也凡好古之士有識
之人誰不樂此禮中興乎予幸奉記得大禮之
鴻命去歲仲冬傳馬到洛雖會有重服不得入
宮城而東馳西驅略明其趣朝問夕正漸得其
與今春東歸筆之錄之自國郡卜定至豐明節

1872-1

會當時進退巨細悉舉上世規式參差必附分
為九卷以擬上

官更用國字釋當日次第其於曲奉幣以上辰
節會以下者唯述其梗槩加之前後以示門生
及就問之客比之九卷則十之一耳然而當日
威儀可以命畫工宮殿營作足以役工匠是以
門生往往請錄之梓予曰目視猶不免無差况
借觀於人者乎苟差以毫釐繆以千里不昔者

數月然而甲乙逾寫日不暇給門生或空手而
待於是不得已初屬劄劄氏其所要在便童蒙
故務譯雅言於俗辭名曰大嘗會便蒙恐人或
以此書為昂上
官者故題其首也爾

元文四年十一月 羽倉東進荷田在滿書

大嘗會便蒙上

元文三年大嘗會

大嘗會とはその年の新穀と天子は
天下の徳神の供ひなり徳神と
くくくは嘗のふぐあり大嘗とははり又新
穀を執り奉りあり新嘗とははり新嘗と
ははり日本紀神代上は天照大神の新
嘗といふなり和なりははりははり
きくくはめすなりははりははりははり
天照大神は新嘗ははりははりははり

大嘗會便蒙上

天武天皇五年九月... 新嘗... 國郡... 也
 齊忌別尾張山田郡次丹波玉河郡...
 ... 大嘗... 後... 中...
 ... 一... 度...
 ... 國史... 貞觀... 延喜... の...
 ... 大嘗...
 ... 別...

天武天皇五年九月... 為新嘗... 國郡... 也
 齊忌別尾張山田郡次丹波玉河郡...
 ... 大嘗... 後... 中...
 ... 一... 度...
 ... 國史... 貞觀... 延喜... の...
 ... 大嘗...
 ... 別...

右官右官中將中將有有越越郡郡近近にに権権守守岩岩崎崎
 又又廣廣格格大大辨辨常常相相兼兼衛衛朝朝臣臣兼兼丹丹波波格格也也
 又又親親町町右右中中將將實實連連朝朝臣臣兼兼丹丹波波格格也也
 又又大大尉尉紀紀氏氏廣廣兼兼丹丹波波格格也也
 又又國國司司とと同同くくもも又又後後任任使使とと
 又又兼兼丹丹波波格格也也土土山山渡渡河河武武屋屋五五人人をを以以てて後後任任使使とと
 又又松松本本相相守守りり丹丹波波格格也也兼兼丹丹波波格格也也源源蕃蕃信信五五

人丹丹波波格格兼兼田田郡郡鳥鳥居居村村へへ下下りり者者之之系系にに到到りり
 田田ををトトひひ定定むむとと大大由由とといいふふとと田田をを出出すすとと給給
 をを撰撰子子給給とといいふふ
 次次にに荒荒見見河河後後とといいふふとと大大守守令令とといいふふにに
 了了りりししにに辨辨史史等等とといいふふとと大大守守令令とといいふふにに
 罷罷答答とといいふふとと大大守守令令とといいふふにに
 嘗嘗にに昔昔齊齊ハハ一一月月朔朔日日とといいふふにに
 弁弁史史のの昔昔齊齊ハハ一一月月朔朔日日とといいふふにに
 九月九月晦晦日日とといいふふにに河河後後とといいふふにに
 贖贖物物とといいふふにに贖贖物物とといいふふにに

天皇御宇... 中臣女... 次... 火... 齋火... 御紀卷之十一

六月十一月十二月の朔日に必見と... 御紀卷之十一

とて同日しき事なれども式あり陳の陳の終りとの
以下武家宿殿の西廊本道陳の丹よきて三社の
使とて終り終り也又此記より終りて三社の宣命
と化して終り奏事とて清書とて終り
あり神祇官代りる京の東山神楽園の八社殿
吉田の社の近あり今る人致活
さて八神殿と吉田の社とよ若あり乃迄とて四月二日
たり事終り年史の計より三社の神物とて見
よるも傳の終り終りてすとて三社あり三
社乃宣命と三社の使とて後すとて終り
八社殿

けありたりとて終り是の昔に神祇官の
あり終り事なれども今に神祇官を
神樂園の八社殿とて神祇官の式とて
とて終りありとて八神殿といふ所終り
ありとて終り

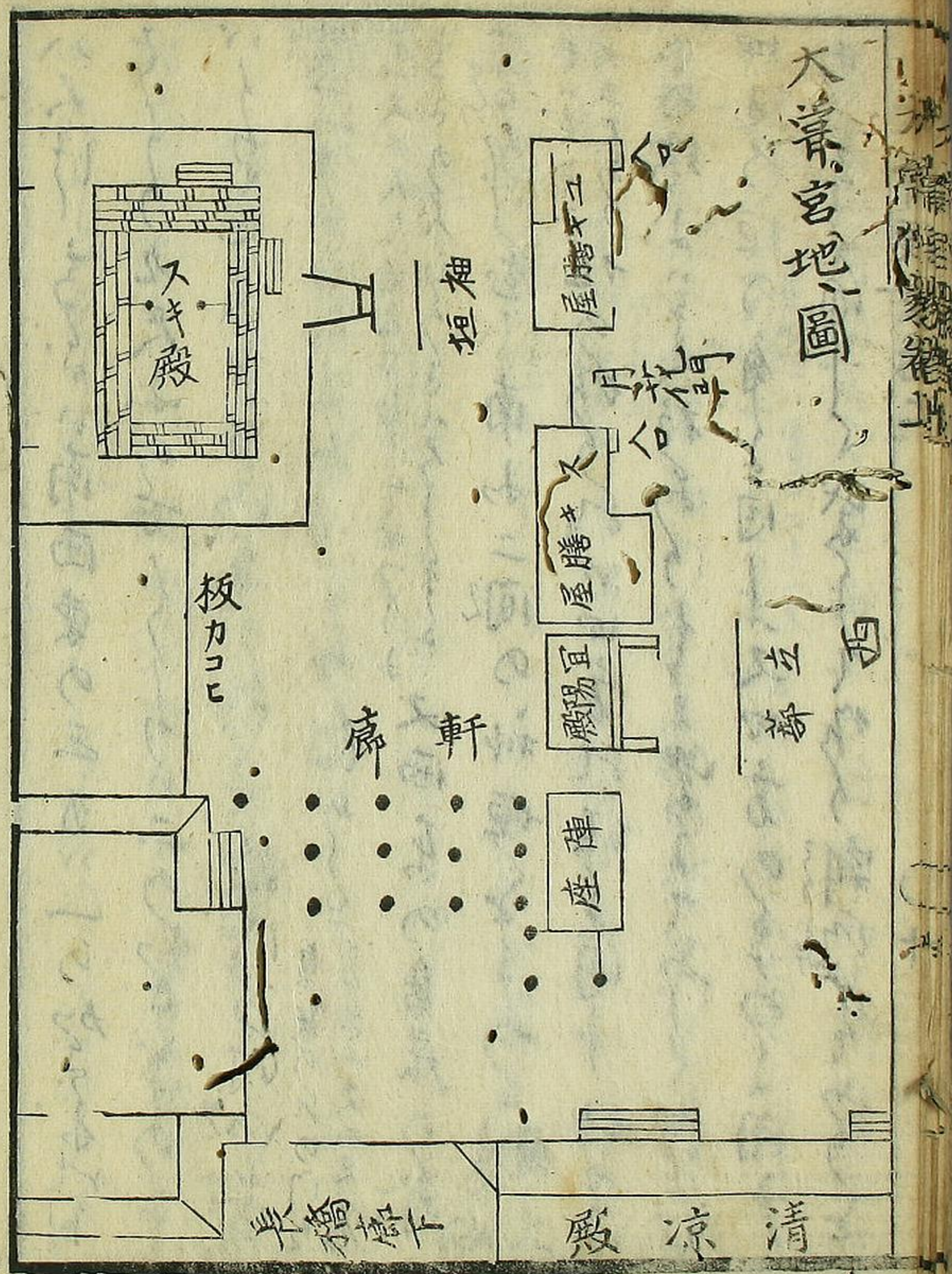
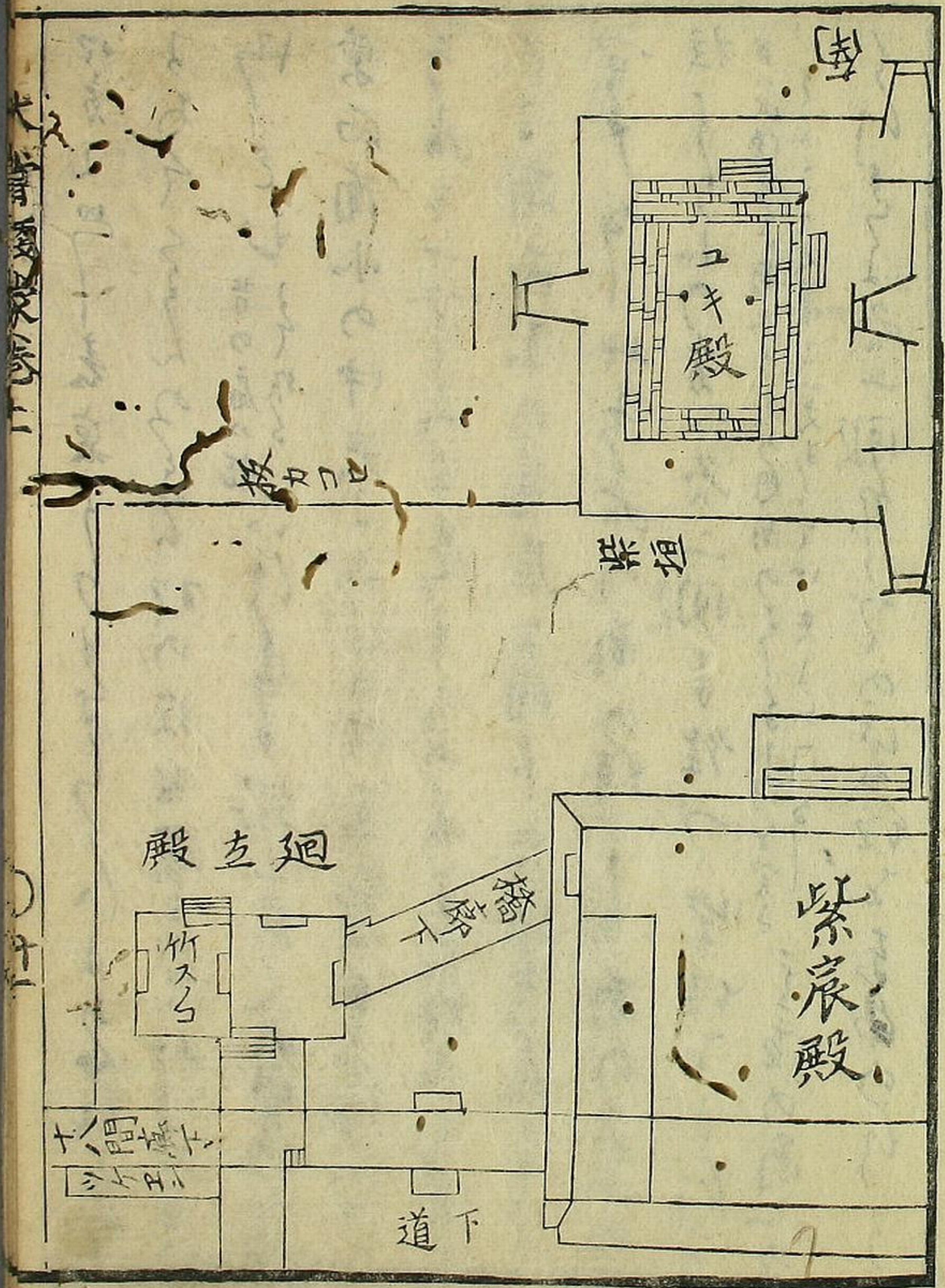
細大者論の終り終り終り月下の卯の日
定まり終り終り終り若卯日とて
の日に終り終り終り五月十九日丁卯
ありとて終り終り終り終り終り終り
職の終り終り終り終り終り終り終り

北條書傳 卷之十

九九

紫雲殿の南庭は東西十六間南北二間の柴垣と
昔の垣ハ東西二十二丈
四尺南北十五丈と云作出
 内庭の北は山築のまじり萩の紫いづき中二
 竹下は押縁より欄より構は五尺の四角に
 角に皮付の柱を多く植ありて庭を築くは
 色の上の月字記すも細は筑る前早より
 権の枝と垣一面より是よりを権のま
 垣より四方よりこのまじり皮付の
 垣南小のまじり垣の中央よりあり東西のま
 中央より少しありありするも居のまじり

八尺げりまじり南西東の三あり一の
 九尺小のまじり二のまじり
 三のまじり
 蓋つらゆるまじり
一丈二尺と云
一丈二尺と云又西東の鳥居の外
 一宮に在りて南に二間の神垣と
昔ハ五尺あり
丈五尺ありのまじり
 四のまじり
 五のまじり
 六のまじり
 七のまじり
 八のまじり
 九のまじり
 十のまじり
 十一のまじり
 十二のまじり
 十三のまじり
 十四のまじり
 十五のまじり
 十六のまじり
 十七のまじり
 十八のまじり
 十九のまじり
 二十のまじり



四方より一表裏...
 一、北の方...
 二、東西南北の中...
 三、南西東の鳥居...
 四、柱より北の方...
 五、鳥居の内...
 六、三間...
 七、内陣...
 八、内殿...
 九、中の一...
 十、...

とあり きし屏籬
昔二丈あり

とあり きし屏籬
昔二丈あり
 五、東西の...
 六、鳥居の内...
 七、三間 昔ハモサハ丈
 八、内陣...
 九、内殿...
 十、中の一...
 十一、...

軍戸内ね二ねづをまけきひまてまききさし極の何れ
まののほ有るら地へ南の方水のあり一記まづ
ろ記のそあきし中央より一記つらうあり
西の方東れある内陣ハ一記はくの記をそ水の端
と外陣の場よの極のあよる極をまへ外陣ハ
一記まきとまきしもの二記まて南より一記極は
まぬあよるありまぬより内陣の場は極まて
一記まきいあよるあ西のへまのまきより一記
づあて内陣の極ま十六あも相まよ竹記ん
あり南よりあんい一記あり三記まてあらう

げへ南のあんの西のへづまきし極まてま
一記まの極まきるまぬより極まね極のまを二
つらうありまのあをあへまきまてまよ
半の極まきまてま三記ま西のあんの南
のへづまきし一記まきまてま一記まは階は
ありぬりぬへ南の極ま同一極ま極ま
まのへづまきしまの極まはね極のまきまてま
まぬづへ入る極南のへづま三記の内
中央の極より西のへ一記まきまて入るま開戸
おのへづまきしまはまね極のまきまて四方のま

軍戸内ね二ねづ

三郷の内中の一郷が...
西より東への種と...
おとく三郷の内中の一郷が...
富戸より...
折行...
梁り南小三郷に...
おのあり...
わ...
の北より...
三つより...
土...
板...

三郷の内中の一郷が...
西より東への種と...
おとく三郷の内中の一郷が...
富戸より...
折行...
梁り南小三郷に...
おのあり...
わ...
の北より...
三つより...
土...
板...

御ろおし戸れあゆまきしりかきとあへたる
を編みく結びけきかく也又日影門の木の
廊のたよはり水の湯をわく日影をかく
釜れたの三つたむき口まじり廊れ結ぶは江
何れをわくあへり團ひ早し三つたむきの腰抱えあり
新但びとらふまゝの密の役人作る無し
大嘗會工就て新工作りし昔の影り結ぶは
書けりあへりまゝの今作りしあへり
かくの如し

大嘗會原案卷上終

